# 重要

# 令和3年度前期授業料免除について

### 1. 対象者

- 1) 専攻科生で以下のいずれかに該当し、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
  - ①高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
  - ②高等教育の修学支援新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に 差額が生じる学生
- 2) 次の①又は②に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認め られる者
  - ①授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生の前期分免除のみ入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
  - ※ここでいう風水害等の災害には、新型コロナウイルス感染症の影響を含みます ②①に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 3) 次の①~④に該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると認められる者
  - ①授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
  - ②高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者

### <u>【対象学年:1~3年】</u>

- ③就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者【対象学年:1~3年】
- ④その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合
- 2. 申請書類配付

4月5日(月)から4月28日(水)まで学生課学生支援係の窓口で配付

申請期限日まで配付しますが、書類取得日に限らず、申請期限は下記3のとおりです

3. 申請書類受付

申請書:4月28日(水)17時まで(期間厳守)

受付場所:学生課学生支援係の窓口(配付場所と同じ)

申請書類は、学級担任(専攻長)に確認印を押してもらった後に学生課学生支援係へ提出すること

#### 4. 留意事項

- ① 免除不許可となり免除されない場合がある。また、半額免除となる場合がある。
- ② 審査のうえ,免除許可又は不許可を,申請者本人へ文書で通知する。
- ③ 上記3に定める申請期間以外の申請は一切認められないので、申請に際しては、申請期間に十分留意すること。

(担当:学生課学生支援係 電話:018-847-6020(平日9:00~16:00))